

1. 日時：令和6年2月5日（月）18：40～20：05

2. 場所：第一本庁舎42回北側特別会議室A

3. 次第：

1 新委員紹介

2 議事

(1) 児童福祉審議会への子供本人による申立て制度の実施について

(2) 社会的養育推進計画の見直しに伴う新たな専門部会の設置について

3 報告

(1) 児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会  
審議結果報告等

(2) 令和4年度における各部会の審議内容について

・里親認定部会

・子供権利擁護部会

・児童虐待死亡事例等検証部会

・保育部会

4. 出席委員：

柏女委員長、新保副委員長、青木委員、あかねがくぼ委員、秋山委員、石田委員、  
石森委員、榎沢委員、加藤委員、鎌倉委員、亀岡委員、川上委員、川松委員、  
佐賀委員、式場委員、高田委員、中板委員、永島委員、中村委員、藤岡委員、  
益田委員、宮原委員、山屋委員、横堀委員

4. 配布資料：

- ・資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿
- ・資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿
- ・資料3 東京都児童福祉審議会条例及び同条例施行規則
- ・資料4 子供本人による児童福祉審議会への申立て制度について
- ・資料5 社会的養育推進計画の見直しに向けて 児童福祉審議会専門部会
- ・資料6 幼児及び障害児の被措置児童等に対する子供の権利の啓発
- ・資料7 児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会 審議結果報告

- ・資料8 令和4年度における各部会の審議内容

開 会

○子供・子育て計画担当課長 お待たせいたしまして大変申し訳ございません。ただいまより、今期第2回の東京都児童福祉審議会本委員会を開催いたします。

本日は大雪の影響を鑑み、急遽オンライン開催とさせていただきます。ご協力いただきましてどうもありがとうございます。

私、福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長の小林と申します。よろしくお願いたします。

開会に先立ちまして、定足数のご報告でございます。本審議会の委員数は33名でございます。事前にご欠席と伺っております委員7名、遅刻のご連絡をいただいております委員1名で、定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

本日の会議でございますが、オンラインでの開催となっておりますので、ご発言の際はオンライン会議の挙手ボタンを押して、お知らせいただければと思います。事務局で挙手ボタンを確認の上、委員長にお伝えし、委員長から指名をしていただく流れで進めたいと思います。それでは、議事に先立ちまして、福祉局長の佐藤からご挨拶を申し上げます。

○福祉局長 福祉局長の佐藤でございます。オンライン開催ということで、マイクの関係で着座のままご挨拶させていただきます。東京都児童福祉審議会第2回本委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、また両先生方には雪の中都庁まで足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から東京都の児童福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

令和5年1月に「児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み（子供アドボケイト）の在り方について」のご提言を賜りました。

本提言を踏まえまして、令和5年5月に「児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会」を立ち上げまして、本提言に基づく具体的な制度設計の議論を進めてまいりました。

本日の審議会では「子供本人による児童福祉審議会への申立て制度」につきまして、これまでの検討結果をご説明させていただくとともに、児童福祉審議会の所掌事項の変更につきまして、ご承認を賜りたいと存じております。

子供の権利擁護をより一層推進するためには、児童相談所が関わる子供が様々な場面で意見を表明できる環境を整えることが重要でございます。このため、意見表明等支援員の導入や、児童福祉審議会への子供本人による申立て制度など、様々な取組みを進めて参ります。

また、先日公表された予算、特に定数ですが、児童、子供・子育て支援関係につきましては、大幅に増員をする予定としております。とりわけ児童相談体制のところにつきましては、しっかりと体制強化を図ってまいりまして、施策の推進及び子供の安全安心にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

また、本日はあわせて「東京都社会的養育推進計画」の見直しのための専門部会の設置についてもお諮りいたします。

東京都は令和2年3月に「東京都社会的養育推進計画」を策定いたしました。本計画では、中間年の令和6年度、来年度を目安として見直しを図ることとしております。現在、国でも計画の見直しに当たって盛り込むべき事項についての方向性が示されております。

こうした国の動向ですとか、都における社会的養護の状況を踏まえまして、委員の皆様のご意見をいただきながら、都における社会的養育施策の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

今後とも特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○子供・子育て計画担当課長　ここで局長の佐藤は所用により退席とさせていただきます。

この後の進行については、柏女委員長をお願いいたします。

○柏女委員長　皆さん、こんばんは。よろしくをお願いいたします。

今回は開催方式の急な変更で色々ご迷惑をおかけして、私もぎりぎりまでバタバタしておりましたが、何とか開催できるよう嬉しく思っております。

本委員会は2回目ということですが、この間、様々な部会で色々な議論が検討されてきておりまして、そのご報告もしていただくこととなります。それぞれ部会長の皆様、本当にありがとうございます。

今日は議題が2つと報告という形になっております。早速ですが、次第に沿って進めていきたいと思っております。

まず、議事（1）児童福祉審議会への子供本人による申立て制度の実施についてということで、お願いしたいと思っております。

今お話がありましたが、令和5年1月の児童福祉審議会から都への提言以降、児童相談所が関わる子供の意見表明支援に関する検討委員会並びにワーキンググループで議論が重ねられまして、資料4に記載のとおり取りまとめられたものでございます。

本制度については、児童福祉審議会に新たな役割が加わるということから、議事として皆様方にお諮りをするものとなっております。まずはじめに、事務局から内容の説明をお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長　それでは、資料4をご覧ください。資料の下段「2 部会の所掌事項」の（4）に記載がございますとおり、子供権利擁護部会の所掌事項に「措置

等に対する子供本人からの申立てについて調査審議し、意見を述べること」を追加することについて議決いただきたいというものでございます。

その理由といたしましては、「1 部会の設置目的」の3段落目、赤字下線部に記載のとおりでございますが、令和6年4月に施行されます改正児童福祉法において、都道府県に義務付けられたことによるものでございます。

これを受け、令和5年1月の東京都児童福祉審議会提言におきまして、「措置内容について、子供本人が児童福祉審議会に申立てることができる体制を整えること」との提言がありました。

「1 部会の設置目的」の4段落目に書いてありますとおり、これらの審議に当たっては、個別のケースについて、法律、医療、心理、児童福祉などの専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討が必要であるため、子供権利擁護部会で審議いただくことが適切と考えております。

併せて資料7の2ページをご覧ください。令和5年1月の東京都児童福祉審議会提言を受けて、都は、児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会を設置し、制度の詳細を検討してまいりました。

これにつきましてご報告をさせていただきます。

本検討委員会は資料15ページに記載の皆様に委員をお願いし、検討を進めたほか、子供本人の申立てに関しては、本検討委員会における議論と並行して、子供権利擁護部会委員及び子供の権利擁護専門相談事業の専門員とも検討状況を共有し、ご意見をいただいております。

資料の2、3ページにつきましては、このあとご説明する手続きの原則的な流れ等をお示したものですので、必要に応じてご覧いただければと思います。

4ページ「2 児童福祉審議会への子供本人申立て制度」をご覧ください。申立てまでの原則的な流れにつきましては、児童福祉審議会の提言のとおりで変更はございません。審議は先ほど資料4でご説明したとおり、定例の子供権利擁護部会で行うこととしたいと考えております。

「【申立て制度の対象】」でございます。提言では「措置内容（措置されなかった場合も含む）」とされておりました。これに加え、子供の今後の生活の場を決めるものは、子供にとって大きな影響を及ぼすものであるとの考えのもと、箇条書きの2つ目、児童自立生活援助事業委託等を追加いたしました。従いまして、申立ての対象となる子供の範囲は、その次の項目に記載のとおりでございます。

「【申立て制度における起算日及び期間】」でございますが、起算日については子供の認識のしやすさという点から、原則として子供が措置先等に移動した日とし、措置等の間を期間としております。

その他につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、「【措置手続きの継続】」のところでございます。1つ目の項目は提言から変更はございませんが、2つ目の項目で18歳以上の子供の一時保護の解除の場合は、例外として審議結果が出るまで解除を行わないこととしております。

5ページ以降は具体的な手続きでございます。要点をご説明させていただきます。

「①子供権利養護専門相談事業」の中ほどに記載しておりますが、子供に申立ての意向があれば、子供本人に申立書を作成していただきます。最後の補足事項にありますとおり、申立書の作成には、子供に自書能力がない場合、代筆者の範囲を限定した上で代筆を可能としたいと考えております。

「②児童福祉審議会における審議」についてですが、児童福祉審議会が必要と認めれば、子供本人、関係者が出席し、意見を述べるのが可能です。審議の内容につきましては、子供の申立て内容に対する考えを報告書として取りまとめ、それを踏まえて関係者に対し、子供の意見表明権の保障や権利擁護等、子供の利益に資する対応、再検討の視点等について関係者に対し、児童福祉法第8条第4項に基づき意見具申を行います。

「③審議結果の報告」につきましては、子供本人に直接フィードバックするほか、その際、本制度の運用に関するアンケートを行います。関係機関の対応状況等については、事務局で取りまとめることとし、子供のアンケート結果と合わせて制度の検証に活用したいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。子供の視点も大事にして十分検討してくださったなという気がいたしております。

事務局の説明を受けて、この検討委員会の副委員長並びにワーキンググループの座長を務めておられました、藤岡委員から、補足やコメントがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○藤岡委員 藤岡でございます。先ほど事務局から簡潔かつ要点を踏まえたご説明をいただいたところでございます。私といたしましては、少し補足を簡潔に申し上げたいと思っております。

まず先ほどご紹介いただきましたように、検討委員会で磯谷委員長のもと、我々は検討させていただいたところでございます。

東京都におきましては、既に子供の権利擁護専門相談事業というものがしっかり立ち上がって、運営されているところございまして、その制度を活用しながら、今回の権利擁護、あるいは意見表明の環境づくりということを検討させていただいたところでございます。

先ほどご説明がありましたように、子供たちの権利擁護の申立てをどう子供権利擁護部会で組み上げていくのかということで、まずは原則、定例の子供権利擁護部会を活用し、そのもとで審議をさせていただいて、最後はしっかりと子供本人に審議結果を報告する、

その際には児童福祉審議会の委員、子供権利擁護部会の委員でございますが、そして専門員の方にも同席いただいて、しっかりとフィードバックするというような要点でございます。

そのようなところを踏まえながら、さらに制度整備の根幹を今回検討させていただいたところでございます。

以上、私から補足をさせていただいたところでございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

この制度を立ち上げること、そしてそれをこれから児童福祉審議会の子供権利擁護部会が担っていくということを求めることになるわけですが、それについてご意見、ご感想がございましたら、ご発言をお願いできればと思います。

10分程度に区切らせていただければありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。どなたでも結構です。

よろしいでしょうか。

特にご質問、ご意見がないようでしたら、ご承認をいただくことにしたいと思います。児童福祉審議会への子供本人への申立て制度について、事務局からのご説明でご承認をいただくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ご異議がないようですので、この内容について承認するとともに、これからの子供権利擁護部会で、事例ごとに検討していくこととなりますので、当然改善しなければいけないことなどが出てくると思いますので、それは、また子供権利擁護部会で揉んでいただいて、そしてまた本委員会で改善するというような方向を考えていきたいと思いません。

初めての試みですので、試行錯誤しながら、今回の事務局案をもとに進めていければと思っております。

令和6年4月1日からの制度運用という形にさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、次の議事に移っていききたいと思います。

「社会的養育推進計画の見直しに伴う新たな専門部会の設置について」をお諮りしたいと思います。この新たな審議事項について事務局からご説明をお願いいたします。

○育成支援課長 それでは、今回ご審議いただきたいと考えております「社会的養育推進計画の見直しに伴う新たな専門部会の設置について」、育成支援課よりご説明いたします。

資料5をご覧ください。現行の社会的養育推進計画は令和2年3月に作成いたしました。作成に当たっては、児童福祉審議会のもとに専門部会を設置しまして、委員の皆様にご検討いただきまして、意見具申をいただいております。

令和2年度から令和11年度までの10年間の計画としており、東京都子供・子育て支援総合計画等の関連する計画と整合性を図っております。

社会的養護が必要な子供たちに加えまして、養子縁組成立や家庭復帰後を含めた家庭で生活する子供たちが、生まれ育った環境によらず、家庭や家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できるよう、状況や課題に応じた養育支援を行うということを理念としております。

主な目標として、里親等委託率を37.4%と設定しているほか、フォスタリング機関を全ての都児童相談所担当地域で実施することとしております。具体的な取組みとしては、資料にあるとおり7項目について記載をしております。

本計画の中間年に当たる令和6年度に、必要に応じて見直しを行うこととしておりましたが、このたび、国から、次期都道府県社会的養育推進計画策定要領案が示されております。資料の右側をご覧ください。

まだ調整中の案の段階ではありますが、国の策定要領案においては、計画期間を令和7年度から令和11年度の5年1期として策定することとされております。

また、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の内容等を踏まえ、体系を見直し「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み」、「障害児入所施設における支援」という項目を新規に加えることとしております。

また、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心にするものとされております。この家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念というものは、区市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援によりまして、家庭維持を目指すとともに、代替養育が必要な子供に対しては、児童相談所においてまずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行うこと、それが困難な場合は親族等による養育ですとか、特別養子縁組を検討し、さらにそれが難しいときは里親や施設を検討していくというようなものでございます。

続きまして、現行計画においては、多くの項目について整備目標が不明確であることや、評価指標の設定が不十分であるといった課題を踏まえまして、現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する観点から、現行計画の達成見込み・要因分析等、現在の整備・取組状況等、整備すべき見込み量等を記載するとともに、項目ごとに統一的な評価のための指標を設定し、取組みの進捗状況を把握することとされております。

東京都の検討体制についてですが、国の策定要領案では、計画策定の際は都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への意見聴取を行うこととされていることから、現行計画策

定時と同様に、児童福祉審議会のもとに専門部会を設置して、ご審議いただいた意見を都が作成する計画に反映させたいと考えております。

今後、国から正式な策定要領が示される予定ですので、それを踏まえまして、論点を整理してまいります。

あわせて、当事者である子供や区市町村の意見等も聴取してまいります。

スケジュールとしましては、令和6年5月頃を目途に専門部会を立ち上げまして、年内に専門部会としての意見を取りまとめていただき、令和7年2月にパブリックコメントを行い、同年3月に計画策定という想定をしております。

参考資料として、現行計画の概要及び国が現在示している策定要領をつけております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○柏女委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から社会的養育推進計画の見直しということで、背景や検討課題等のご説明をいただきました。この新しい審議事項、つまり新しい部会を立ち上げてやっていくということですが、委員の皆様からご意見等を頂戴できればと思います。

どなたからでも結構ですので、挙手していただければと思います。時間は10分程度を考えております。よろしくお願いいたします。

佐賀委員、お願いいたします。

○佐賀委員 部会の設置等について反対ということではないのですが、この家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方の検討において、昨今、この家庭養育推進で里親委託の数だけ上げようとしているのではないかと懸念しているところでは、家庭養育に向いてないような子供も、里親のところに行って、不調になって、また里親委託からの措置変更が繰り返されているような現場の話聞くものですから、このパーマネンシー保障と家庭養育優先原則ということを推進していく上では、当該子供にとって里親養育で十分たり得るというアセスメントをきちんとした上で、里親委託が継続的にできるかということもきちんと判断していくことを、ご検討いただけないかと思ひまして今手を挙げさせていただきました。私からは以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

このことについて事務局から何かございますか。

特になければ新たにできる部会がありますので、そこで今日のご意見も踏まえて議論をしていくという形にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○育成支援課長 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障ということでは、必ずしも里親委託の数字だけということではなくて、子供にとってどういった対応が必要なのかというところを考えた上で対応することになっておりますので、今いただいたご意見も踏まえまして、また検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○柏女委員長 他にはいかがでしょうか。

よろしければ、この専門部会の立上げについて、今いただいたご意見も踏まえた上で、立上げをご承認いただければと思います。それにあたっては、私のほうで副委員長、事務局と調整をして進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○（一同 首肯）

○柏女委員長 ありがとうございます。

また、専門部会の委員につきましては、当審議会からも当然ご指名をさせていただきますが、審議事項に関わりのある委員も置くということも考えていきたいと思っています。これについても委員長にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

○（一同 首肯）

○柏女委員長 ありがとうございます。

それでは、専門部会の委員につきましては、決まりましたら、事務局を通じて各委員の皆様方にもお知らせをさせていただきたいと思っています。

令和6年5月からの開始という予定でございますが、そのとおりに進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これからは報告事項に移ってきたいと思います。

これまでずっと取り組んでこられておりました部会等からの報告となります。まず、児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会の審議結果報告等について、事務局よりご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長 それでは、ご説明させていただきます。

資料6「幼児及び障害児の被措置児童等に対する子供の権利の啓発」という資料をご覧ください。

児童福祉審議会提言①「子供の権利ノートの配布対象となっていない児童養護施設に入所している幼児や障害児施設の入所児童等に対して、権利の啓発等の対策を講じること」、提言②「周囲の大人に対しても意見表明等支援を行うことの重要性について理解促進を図ること」という2つの提言を受けまして、検討を進めたものでございます。

「2啓発物等」のところをご覧ください。啓発物として動画、意見表明ツール、発展学習用ツールの3種類をつくることといたしました。それぞれのイメージにつきましては、次のページにございますので、ご覧いただければと思います。

この検討にあたりましては、資料の右側の下にも記載しておりますが、検討委員会を設置するほか、施設の子供たちや職員、幼児向けコンテンツに関する知見を持つ有識者の皆様のご協力を得ながら検討を進めてまいりました。

当審議会の山屋委員にも検討会委員としてご参画いただいております。ありがとうございました。

最後に、主な啓発物となります動画について簡単にご説明をさせていただきます。

資料1 ページ目の表の下「【動画について】」をご覧ください。動画の位置付け、コンセプトでございますが、これから成長し、社会と関わっていく子供たちが、はじめに権利について知る機会となることを想定し、大人との信頼感や安心感を育むための最初の一步となるよう制作いたしました。

また、その後使用される子供の権利ノートとの連続性も考慮して作成し、以下、記載のとおり構成で、具体的な事例を通じて権利について解説するものとしております。

続きまして資料7「児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会 審議結果報告」の1 ページ目をご覧ください。

児童福祉審議会提言③にあります、「第三者委員や意見箱の運用の底上げ等を図ること」との提言を踏まえ、先に「児童福祉審議会への子供本人からの申立制度」のご説明の際にご紹介いたしました、児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会で、施設からのヒアリング等を行い、検討を進めてまいりました。

ヒアリング結果については、資料の表にまとめて記載しているとおりでありますが、それぞれの施設が、施設の理念、権利擁護の取組方針、施設と地域等との関係性などにより、それぞれの特徴を反映した運用を行っていることが分かりました。

令和6年度は積極的、特徴のある取組みを進めている施設を選定し、取材、インタビューなどを行って、好事例集を作成し、研修や会議等の機会を捉え、周知していく予定です。

また、作成過程においては、子供の意見を聞くことや、有識者との意見交換も想定しております。

資料の1 ページの説明は以上でございます。

○家庭支援課長 続きまして、6 ページからの意見表明等支援員検討ワーキンググループのご説明をさせていただきます。

令和6年度はモデル的に実施しまして、その後本格実施ということで考えておまして、資料の6 ページでございますが、表側が検討事項、表頭がモデル実施、本格実施（案）となっております。

ポイントの部分をご説明させていただきます。6 ページ、まず「1. 意見表明等支援の対象」でございますが、本格実施では、児童相談所が措置決定等を行う全ての子供としておまして、モデル実施期間中におきましては、一時保護中と里親委託中の子供としております。

一時保護は支援員との面談の希望を定期的に確認することが比較的容易であることや、里親委託中の子供は現状において施設等に比べて意見表明等を支援する仕組みが十分でないことからでございます。

次に7 ページをご覧ください。「3. 面談時期・回数」でございまして、本格実施、モデル実施とも、一時保護中の子供については、支援員が月2回程度一時保護所を訪問、または子供の希望に応じて臨時に訪問ということで考えております。

次に施設入所中、里親等委託中、在宅指導中の子供は、施設ではアンケートを実施しまして、里親等委託中、在宅指導中の子供については、里親や児童福祉司が希望を確認することといたしております。

次に8ページ、「6. 児童相談所との連携」についてでございます。児童相談所から意見表明等支援員への事前の情報提供は、面談の際に特に配慮が必要な場合など必要となる情報に限り児童相談所から意見表明等支援員に提供いたします。

意見表明等支援員から児童相談所への児童の意見の伝達は、子供から希望があったもののみ児童相談所に伝達しますが、子供から希望がなかったが、例えば虐待など子供に危険が及ぶ恐れがあるものなどは、子供に理由を説明した上で児童相談所に伝達をしております。

児童相談所から児童へのフィードバックについてですが、意見を伝えられた児童相談所は、伝えられた意見または意向について組織として検討し、児童福祉司から子供に回答するといたしております。

次に9ページでございます。意見表明等支援員の担い手についてでございます。外部機関への委託または個人への委嘱を想定しております。意見表明等支援員の確保、要請、派遣、調整等の業務を含めて、委託することを想定しております。実施にあたっては、担い手の事前研修を行うこととしております。

下段がサポート体制でございますが、制度を安定的かつ適切に運用できるようにするために、意見表明等支援員へのスーパーバイズを行う人員を確保することといたしております。定期的、または意見表明等支援員が必要とする際に相談できる仕組みを整えて、助言を受けながら活動できるようにしたいと考えております。

次の10ページでございますが、意見表明等支援員の研修カリキュラムでございます。研修は基礎編と養成編で分けて考えておまして、基礎編ではアドボカシーの定義、理念などから意見表明等支援員が果たす役割、意義を理解しながら、望ましい基本的な態度などについて学ぶことを目的としております。

養成編は、基礎編で学んだ概略をさらに深めて理解することや、支援を行う実際の場面を想定して、学びを深められるよう研修を重ねるなど、意見表明等支援員として活動するイメージや体験を増やす内容としております。

全体で5日間の時間数としております。

このほか、下段に記載のとおり、基礎編、養成編の受講から期間が経過したあとに活動する方を対象として、訪問前研修を行うほか、活動開始後もフォローアップ研修を行うといたしております。

次の11ページでございますが、意見聴取の際の配慮事項でございます。面談は基本的に意見表明等支援員と子供が1対1で行うこととしまして、子供が複数の意見表明等支援

員を希望する場合や、経験が浅い意見表明等支援員のフォローが必要な場合には、子供に了承を得た上で複数対応することといたします。

また、派遣する意見表明等支援員の性別や年齢に配慮するというところで考えているところでございます。

続きましてその下でございますが、子供の年齢や発達の状況に応じた配慮といたしましては、食事等の生活場面など日常の中に一緒に入り関係性を構築しながら、面談に関する子供の心理的ハードルを下げていくことなどを行うこととしております。

資料の下段は支援の面談前に児童相談所から事前に情報提供する事項についてでございます。意見表明等支援員は子供の意向を誘導することのないよう配慮が必要でございます。意見表明等支援員が先入観を持つことを排除するために、事前の情報提供は必要最低限にすることを基本としております。

一方で、児童が直前に措置が決まっている場合、意見を聞いた際の意見表明等支援員側の接し方に配慮が必要になることや、虐待の開示の状況や司法面接の予定などによっても、極力深掘りしないようななどの配慮が必要となりますので、記載しているような情報は事前に情報提供を行うということでございます。

次に12ページ、「意見の記録の在り方」についてでございます。記録作成は基本的には全て記録することといたしまして、児童相談所に伝達する意見は、別途子供と確認した上で作成するということといたしております。

最後に活動結果の検証についてでございますが、これは13ページでございます。検証については2つあります。

1つが、個々の個別ケースについて適切に運用がなされたかの検証でございます。日々タイムリーに実施状況を都側と事業者側で共有することはもとより、子供との毎回の面談後及び退所時にアンケートを実施しまして、意見表明等支援員の対応や回答などについて声を収集し、四半期に1度、東京都と委託事業者で実施状況を共有し、改善につなげていくということと考えております。

最後のページでございますが、14ページでございます。こちらは事業全体のスキームが機能しているかの検証でございます。関係者や子供への事業の周知から面談、フィードバック、情報の在り方、スーパーバイズの状態や研修といった事業実施全体につきまして、関係機関への調査と子供へのアンケートを集約して検証を実施の上、事業スキームを検討していくとされているところでございます。

説明は以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

先程ご説明がありましたが、山屋委員が幼児及び障害児の被措置児童等に対する子供の権利の啓発の検討委員会にも関わっていらっしゃるということでしたので、少しお話を、補足を伺えればと思いますが、山屋委員、よろしいでしょうか。

○山屋委員 山屋です。補足というわけではないのですが、検討に参加させていただいて、感想を少しお話しさせていただければと思います。

まず、今回このような子供たちの基本的な権利というものについて、幼児や障害のある子供にも関心を持ってもらうためにはどうしたらよいかというところを検討させていただいてきました。

こういう取組みは、皆さん、本当に重要だということを認識してはいるものの、なかなか実際どのように幼児や障害のある子供に伝えていくのか、権利の大切さを伝えていくのかということは、非常に難しく、チャレンジだったと思います。

ただ、検討のプロセスの中で、実際に施設で生活する幼児ですとか、障害のある子供にも、この動画やカードを見ていただいて、職員の方々からもヒアリングをするなどそういう検討を重ねてきましたので、そういった実際の声もプロセスの中で反映させていかれたことはよかったかなと思っています。

また、完成した動画やカードは、幼児や障害のある子供にとって分かりやすいものを目指したのですが、それは同時に小学生以上の子供にとってもきっと分かりやすいものになるのかなと思いましたが、そういう子供たちにもぜひ今後活用していただければと思います。

実際に活用していただいて、それを今後、評価検証をしていくことが大切だと思いますので、またよりよいものにぜひバージョンアップしていただければと感じています。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

では、この児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会の審議結果報告について、皆さま方からご意見がございましたらお願いしたいと思います。どなたからでも結構です。十分ぐらいを想定しておりますが、何かございましたらお願いしたいと思います。

米原委員、お願いいたします。

○米原委員 米原です。ご説明ありがとうございました。

幼児及び障害児の被措置児童等に対する子供の権利の啓発ということで、ここで想定されている障害児というのが幅広過ぎてあまりイメージを持ってないのです。

例えば、意見表明ツールは幼児と障害児共通となりますが、それは知的障害がある子供を想定しているということでもよろしいのでしょうか。その辺りは幼児と障害児を安易に並置することには慎重であるべきだと考えましたので質問させていただきました。

○柏女委員長 事務局からご回答をいただけますか。

○子供・子育て計画担当課長 ご質問ありがとうございます。

まず、想定している障害児でございますが、主には、軽度の知的障害児を想定しております。

幼児と障害児を並列にしているのは、対象を並べているということではなくて、もともと子供の権利ノートの配布の対象となっていないということがございました。

子供の権利ノートの配布対象が小学生以上の児童養護施設等に入所している児童となっておりますので、その対象外となっている幼児と、それから障害児施設等に入所している児童を対象に、それぞれ権利の啓発物について検討するべきだというご提言をいただいております、それぞれの対象ごとの動画を作成したという経緯となっております。

説明としては以上でございます。

○柏女委員長 よろしいでしょうか。

○米原委員 ありがとうございます。そのような説明をしていただくと、誤解も少ないのかと思います。ありがとうございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

この他にはいかがでしょう。

佐賀委員、お願いします。

○佐賀委員 ご報告ありがとうございました。意見表明等支援員の導入の記録の在り方の部分で、やや気になった点があったので確認させていただきたいと思います。

意見表明等支援員が、「子供の希望はないが必要があるものについて、子供に「なぜ伝えなければいけないか」を説明した上で児童相談所に伝達」ということになっています。

例外的に事情があるということはおそらく想定してよいのだと思うのですが、この場合も記録はきちんと確保した上で、児童相談所に伝達するのでしょうか。逆に言うと、子供が、自分の希望しない事情で、どういう事実を伝えるかということを含めてきちんと記録した上で、児童相談所に伝達させるかどうか。ここは説明した上ですと記載がなかったものですから、そこは気になったというところです。

その下の段の「記録の保管方法」のところ、「事業者の変更時には、記録の引継ぎを行う」と記載があるのですが、これについても子供の意向で引き継ぐかどうかを検討しなくてはいけないのかと思ったのですが、その点はどのように議論されてきたか、ご報告いただければと思いました。

以上の2点をお願いいたします。

○柏女委員長 ありがとうございます。事務局からお願いします。

○家庭支援課長 ご質問ありがとうございます。

まず記録につきましては、基本的には、児童相談所に伝達する意見について子供と確認した上で作成することと考えておりますので、先ほどご質問がありました、例えば虐待等の開示があって、これは子供のために児童相談所に通告というか伝達しなければいけないというときには、子供にまずその内容を説明した上で、さらに子供と記録を確認して、児童相談所に伝えるということで考えているところでございます。

2点目のご質問でございますが、記録につきましては委託実施した場合には、年度の入札の関係で、事業者が変わる場合がございます。そのときに、児童の支援が引き続き継続している場合は、児童と確認した上で、引継ぎを行うということで考えているところでございます。

既にもう児童のケースが完結しているものについては、事業者間での引継ぎというところは生じないということで考えているところでございます。

○佐賀委員 ありがとうございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

それでは、榎沢委員、お願いします。

○榎沢委員 子供の権利の啓発のところに關しての質問ですが、これは子供の権利ノートの配布対象となっていない、児童養護施設に入所している幼児、それから障害児入所施設に入所している児童等ということが書かれています。児童養護施設に入所している3歳以上の幼児に対して動画をつくって、権利について分かってもらおうということでされているということです。ここでは保育所とか幼稚園とかというところでの3歳以上の幼児は含まれてはいないのですが、今後そういうところも視野に入れていくということがあるのだろうかということです。

保育所で保育士による幼児の虐待というものが時々報道されますよね。そういうことを考えると、施設等に入っている幼児だけではなくて、保育所で幼児自身の権利が無視されるとかということが起きているということを見ると、将来的にはそういうところも視野に入れていく必要があるのではないかなということを感じるのです。

動画の内容のところで紹介があるのですが、幼児を対象に権利について説明するのは、非常に難しいだろうなということは想像ができます。

それで、動画の説明の画像の2番目のところに、「ぶったり、わるぐちをいうのはいけないことだよ」というのがあって、当然そうだとはいえると思うのですが、ところが保育であるとか幼児教育の中では、子供たち同士の喧嘩というのは必ずしも悪いこととは捉えていないところがあります。

つまり、それを通して相手のことを理解するとかというような、そういう教育的な意味合いをつけていることがあるので、一般論としては「ぶったり、わるぐちをいうのはいけないことだよ」ということは言えるのですが、保育の中ではそのことを保育士が、ぶつことはいけないのだということ直接言うということは、必ずしも行われていない。

つまり、すぐに保育士が介入するのではなくて、子供たち同士で納得していくというプロセスを大事にしたいという保育もあたりするわけなので、そういうことを考えると、幼児に権利について説明していくということは非常に難しいなということを感じる場合があります。ですから、保育現場での保育士たちの考え方とかということも聞いて色々工夫していく必要があるのかなという思いはしております。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

ご意見もございましたが、質問について事務局、お願いできますか。

○子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

先ほどの権利のご説明のところの説明の仕方のところでも、ご意見いただきましてありがとうございました。参考にさせていただきたいと思います。

今回この動画につきましては、児童相談所が関わる子供たち、主に施設に入所している子供たちを対象に作成しております。

ですので、この中のどの権利を取り上げるかということにつきましては、主に施設に入所している子供たちにとって、どういった権利を伝えていくのが重要であろうかということで、子供たちやそれから施設の職員にも話を伺いながら決めてきたというところがございます。

この「ぶったり、わるぐちをいうのはいけないことだよね」というのもこれだけを取り上げているということではなくて、嫌なことからは守られるよ、という全体の流れの中で、子供たちにとって分かりやすい事例であるということから取り上げているということがございます。

このあと、これは悪いのだという結論で終わるのではなくて、大人に相談してみようというように、相談できるということを一連の流れとして説明をしているところでございます。

また、今は分かりやすさということでこうした形で取り上げておりますが、様々なご意見をいただきながら検証してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○榎沢委員 こちらこそ、ありがとうございます。

○柏女委員長 はい、ありがとうございました。

事務局に一つお願いがあるのですが、この問題は、かなり皆様方にとっての関心の高い問題で、たくさんご意見やご質問などもあろうかと思われま。

そこで今日は時間がございませんので、終わってから、メール等でご意見等がございました場合は、事務局に個別に出していただくということをさせていただいてもよろしいでしょうか。

そんなに山ほど出るとは思いませんので、ご迷惑をかけることはないと思いますが、いかがでしょうか。

○子供・子育て計画担当課長 はい、もちろんでございます。本日は雪の影響で時間を短縮させていただいておりますので、何かございましたらぜひ事務局にお寄せいただければと思います。よろしくお願いたします。

○柏女委員長 ありがとうございます。そういうことですので、今、榎沢委員等からご意見を頂戴しましたが、それ以外にもございましたら、ぜひご意見を寄せていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、最後に、各部会の審議内容に入ってまいりたいと思います。

既に、資料はお送りしていると思いますので、それぞれの部会長の方等からご意見や感想を頂戴したいと思います。それでは、まず、里親認定部会からお願いしたいと思います。横堀部会長、いかがでしょうか。

○横堀委員 では、ご報告いたします。

それでは、ただいまの資料8の冒頭でございます「里親認定部会 審議内容（令和4年度）」の、1ページをご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

私は、長く貢献されました、前任の磯谷文明部会長の後任として現在部会長を務めております、横堀でございます。

令和4年度の部会での審議状況は、こちらの1ページに書いていただいた数値のとおりであります。

令和4年度につきましては、コロナ禍が少し収まってきたということとの関係で諮問件数が増えて、現在も部会での審議は長時間になる傾向にあります。子供の命と育ちを託す家庭の候補に関する審議を質的に行う必要があります。また、申請登録へのプロセスも実質一つの支援課程でありますので、社会的養護を必要とする子供の中途養育に位置づく養育環境として、気になることは全て部会で確認することを方針とし、各回の審議を行っております。

申請者の状況は実に多様です。不妊治療を諦め養子縁組里親を希望するご家庭、子育て経験がないご家庭も多くございます。また、既に養子縁組里親として登録しているご家庭が、子供と出会うチャンスを広げたい、あわせて貢献の幅を広げたい思いなどから、養育家庭への申請を加えるケース。はじめから養子縁組里親と養育家庭の2重登録を希望されるケース、実親を亡くすなどした子供の祖父母が申請をする親族里親のケースなど、申請される方の強い願いが伺える一方で、ご自身の喪失体験をきっかけとして養育者になっていこうとする場合もあります。同性カップルによる申請も、時折見られるようになっております。

そこで、申請者が自分たちのために子供や子育てを必要としているといった思いに留まっていないか。前提として求められる社会的養護の理解を既に持っている様子が確認できるか。実際子供の委託があったとき、子供のニーズに応答する家庭生活を児童相談所、フォスターリング機関など、関係者との対話を踏まえて調整しながら柔軟につくっていただけそうか。養育にあたって心配が残る点は何かなどを巡り、必要と思われる状況確認等を行っております。

よって、審議のプロセスにおきましては、単に里親としての可否に留まらず、子供と家庭とのマッチングや委託後の子供の養育に関して確認・支援が必要なポイントにつき、具体的な意見をお付けして、養育環境としての適格性について答申をしてきております。

ですので、それらを、登録後、確実に活かしていただくことが重要と考えております。

社会的養護の理解、子供理解に、研修その他を通して近づこうとしながら、家庭での養育を、支援者との協働関係の中でつくっていただける養育者を、子供の福祉のために適切に認定できるよう、関係の皆様とともに今後も努力したいと考えております。

以上です。

○柏女委員長 横堀部会長、ありがとうございました。

ご質問、ご意見はひととおり部会の報告が終わってからにさせていただきたいと思いません。

では、続きまして子供権利擁護部会についてお願いしたいと思います。藤岡部会長、よろしくお願いたします。

○藤岡委員 藤岡でございます。子供権利擁護部会の令和4年度の報告でございますが、簡潔に申し上げたいと思えます。

まず審議件数は、最も多いものでございますが、28条適用の答申につきまして、39件ということでございます。

それから児童相談所が児童福祉審議会子供権利擁護部会の意見を求めたものが11件ということでございます。特に親との関わりのところの方針について、検討し助言をさせていただくような局面がございました。

そして、被措置児童等虐待でございますが、令和4年度は受理件数48件、そして被措置児童等虐待該当が27件ということでございます。先ほども話題になりました障害児施設等が8件ということで増えているところがございますが、この辺りも子供権利擁護部会としてもかなり問題としているところございまして、先ほどの障害児の権利の啓発に関する論議もとても大事なところではないかなと思っております。

そして社会的養護関係施設につきましては19件ということございまして、権利擁護に関するところの研修はもちろんでございますが、環境整備といいますか、支援者を支援するような環境につきましても、今後さらに施設への指導等をしなければいけないのではないかと論議もございます。

そして、最後でございますが、児童相談所が子供権利擁護部会の意見を求めることが出来るので、活用いただいているのですが、特に最近では未成年後見等に関する助言なども、子供権利擁護部会ではさせていただくことが増えているところございまして、そのような観点からも子供の権利擁護をさらに進めていければというところでございます。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

様々な業務に携わっていただいておりますが、また、今回新たに新しい業務について部会でお願ひすることになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、児童虐待死亡事例等検証部会、川松部会長、よろしくお願ひいたします。

○川松部会長 令和5年期から部会長を務めております川松と申します。よろしくお願ひいたします。

令和4年度は令和3年度の検証を行って、報告書、提言を出しております。

重大な児童虐待事例ということで、14事例を検証しました。そのうちの4事例を部会でヒアリングを行いまして、詳細な検討を行っております。

その中では、資料の4ページ以降にもございますが、14事例のうちできょうだい通告を受けていた、通告歴があったという事例が7事例ありました。

また、年齢で見ますと、0歳の事例が9事例ということでとても多くなっております。その中で、妊婦健診未受診である事例が散見されていて、妊婦健診未受診の要因を分析することであるとか、妊婦健診受診に困難を抱えている方が相談につながるような取組や啓発を進めていく、そのための検討が必要だというようなことを提言させていただいております。

詳細な4事例を検証していく中で見られた点としまして、当初通告を受けた事例の調査中に、また新たな情報が付け加えられたときに、それが丁寧に検討されていないという事例が見られました。

新たな情報を追加して、組織的に共有しながら対応を協議したりアセスメントを行うことをできていなかった、あるいは、主担当機関がどこか、児童相談所と子供家庭支援センターの間で確認が不十分であったという事例が見られました。

とりわけきょうだいに児童相談所が既に関わっている事例について、それとは別の子供が当該事例として検証対象になっていたもので、当該児童についても児童相談所が当然主担当機関になっていると子供家庭支援センターは想定していたりとか、きょうだいを児童相談所が措置している場合に、別のきょうだいも当然、児童相談所が主担当機関として対応していると思っていたものの実はそのような対応がされていなかったとか、児童相談所で実は受理されていなかったようなことが確認された事例がありました。児童相談所と子供家庭センターの間の主担当機関の確認が改めて必要だということ、確認するだけでなく、適切に動いているか、情報集約して対応しているかということも、確認していくことが必要であるという点を提言しております。

あと機関間の連携の点では、医療機関の見立てが、少し安心できるような情報があったというところで、関係機関がリスク感を高く見積もれなかったという事例がありまして、医療機関からの母子の観察に基づく所見が、どちらかというところ専門機関ということで優先

的に考慮されているところがあって、一方で、家庭状況であるとか、DVが背景にあることであるような要素が十分踏まえていないという事例が見られました。

関係機関は、医療機関の専門的な情報というものを、選択的に優位に捉えるだけではなくて、福祉機関として総合的な情報に基づく見立てが必要だということと、医療機関に対しても家庭状況であるとか、DVなどの状況が背景に見られるという部分を踏まえていただきながら、共に検討いただけるような、そういう姿勢が必要だろう。そのためには、個別ケース検討会議が必要ですが、個別ケース検討会議が開かれていないという事例もありまして、個別ケース検討会議において、見立てのすり合わせを行う必要があるのではないかとといったことも提案しております。

概略ですが以上のような検証報告書を出させていただいております。

令和5年度はまた新たに、令和5年度検証ということで、重大な死亡事例ということで14事例をただいま検証中で、先般ヒアリングを行ったところであります。

以上でご報告を終わります。ありがとうございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。厳しい状況の中での検証、本当にありがとうございます。

最後に保育部会についてお願いいたします。米原部会長、いかがでしょうか。

○米原委員 保育部会の米原でございます。

今共有していただいている資料のとおりで、令和4年度においては、基本的には毎月、それから3月には3回、以下の案件を審議して、計画承認とそれから設置認可の案件を審議いたしました。

この令和4年度ですが、この数年、特にコロナ禍に入ってから、計画承認と設置認可の申請数が、それより前に比べるとかなり減ってきているということがございます。

それは出生数、それから保育利用者数の減少ということかと思いますが、それに伴って、それ以前は3月は100件以上設置認可で審議していたところが50件弱ということになって、大幅に減って、これはまた令和5年のときの報告でもお伝えしますが、さらに今減っているという状況になっております。

そういった中で、設置認可の申請の中で、大きな法人、株式会社等が、財政的な状況がひよっとしたら芳しくないのではないかというようなケース事例が見え始めてきております。そちらについては、会計の専門の委員の方からかなり詳しくご指摘、それから自治体や東京都の担当者に質問していただいて、これは注視が必要であるというようなことが少なからずあります。ということは、今後、東京都内で認可保育所を安定的に運営する、それから利用者が安心して、持続可能な運営ができるということを考えると、今本当に大きな課題となってくる。それは大きな法人だけではなくて、1法人1施設の社会福祉法人なども、かなり真剣に考えなければいけない課題が今後出てくるであろうということが見え始めております。

そして、資料の下にございますように、保育所に対する事業停止命令は、これは諮問、答申はございませんでした。

それから、同様に認可外保育施設に対する事業停止命令、もしくは閉鎖命令は、諮問、答申がございませんでした。

保育の質に関する様々な報道というのは、まだ続いておりますので、引き続き注視していくべき課題であるということは、部会内で共有されていることでございます。

私からは以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。拡大基調からまた変化して、様々な新たな課題が見え始めているという報告でございました。ありがとうございます。

今、常設の4部会から、それぞれの検討状況についてご報告いただきましたが、一括して何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

亀岡委員、お願いいたします。

○亀岡委員 2つあります。1つは里親認定部会について、令和4年度の中で、再調査数というのがあるかと思うのですが、この再調査数というのは、この適格と不適格のどちらに入るのか。どちらにも入ってないのですが、再調査というのはどういう場合に問題があるのかということと、最終的にはどのように対応されるのかについてお聞きしたいと思えます。

もう1つは、児童虐待死亡事例等検証部会について、事例を読ませていただくと最終的には悲しい結果が続いているわけですが、下の改善策を見ると、色々な改善策が出ていますが、結果的になにか方法論、失礼な言い方ですが、方法論に終始しているような改善策、こうすればよかったとかですね。これは本来、気づきのものがなかったがゆえに結果的にあとでこうすればよかったとか、本来違う状況になれば相談すべきだったとかいうようなことになっているのですが、そもそも論として、こういう虐待児童の家庭に携わる児童相談所だとか、その関係する方たちに対する、誰が具体的にするのかということを含めてですが、具体的な対応というか、本当に自分の子供だとどう対応するかということですね、その辺りの入口段階の、難しいでしょうが、適、不適みたいなところから、結果的には、混乱しているような、文章を読むとやり取りがあったような気もしないではないですが、それも含めて審議している中でどのように感じていたかという点を教えていただければと思います。

以上2点でございます。

○柏女委員長 それでは、各部長から簡単にお願ひできますでしょうか。

まずは、里親認定部会、お願いします。

○横堀委員 里親認定部会の横堀でございます。ご質問ありがとうございます。

2件の再調査ケースであります。そのうち1件は、確認の後、その次の部会で適格としたケースでございます。もう1件は取下げとなっておりますので、その次の部会でひとまず収まって、これがこちらの適格の数に入っているということかと思えます。

部会では申請書類を拝見しながら調査者のご説明を伺ったり、確認できるポイントについて極力確認したりしていくわけですが、確認しきれない部分が残った場合、特に、現在の家庭状況やライフスタイルから、養育環境として若干無理があるのではないかと思われる点があったところにつきまして、その場で確認ができない場合には再調査として扱っております。

以上のご説明でよろしいでしょうか。

○亀岡委員 ありがとうございます。

○柏女委員長 川松部会長、いかがでしょう。

○川松委員 死亡事例検証は、関係機関からのヒアリングをもとに、その対応の在り方について検証するというところが中心になっております。

どうしてそういう虐待が生じたのかという要因分析だとか、発生に至る経緯について理解することについては、これは関係機関の関わりを中心としながら経過を見ているところがありますので、個々の事例のその要因分析のところまではなかなか十分つかみきれないということは、現状ではあるかなと思います。それだけの情報を、私たちは持ち得ないです。

関係機関の取組みについても、関係機関の皆さんはいずれも一生懸命やっておられて、対応してきておられて、いずれも十分な対応するように努めておられるのですが、その中でどうしてもあとから振り返れば言えることとして、こういう点をもう少し十分見ていればよかったのではないのかという気づきが得られるので、そういう点をまとめているということになるのかなと思います。

どうしてそういう虐待が生じるのかとか、逆にそういう虐待が生じないためにどうしたらよいのかということからは、こういう検証報告書などを踏まえながら、社会全体で考えていくべきことになるのかなと感じます。

そのためには子育て支援などの予防策を充実していくということが求められると思うのですが、今の子育ての状況でどんなところに行き詰まりがあるのかということ、こうした事例を通じて社会全体として汲み取りながら、子育て支援策を今後も充実していくということが求められるのかと考えています。

ということで、お答えになっておりますでしょうか。

○亀岡委員 分かりました。大変だということは、大変よく分かりました。

ただ、社会的な環境にもよるのでしょうか、件数が減ってきてないのですよね、こういう虐待されている件数が。

なので、逆にもう一つお聞きしたいのは、そういうところに色々な方々、例えば、児童相談所の方ですとか色々な方々が携わることによって、逆に助けられた件数がどんどん毎年増えてきているのかどうか、そういう点についてはいかがでしょうか。

○川松委員 全国の児童相談所が21万件近い虐待相談対応をしているわけですが、その中で、死亡事例は必ずしも児童相談所が関わっていた事例ばかりではございませんが、多くの事例では、在宅で支援することで改善が見られたり、あるいは施設入所、里親委託される中で、子供が自立していったりという事例は多い方だと思います。

ただ、具体的にそれが統計的にどのような経緯だろうとか、事例がどのぐらいかというところは、あまり明らかにされていないかなと思います。

児童相談所や子供家庭支援センターなどの取組みの中でも、グッドプラクティスというものをみんなで共有しながら、よかったところをみんなで振り返って支援に活かしているということ、意識されつつあると思うのですが、そういった点での事例検討を地域で行っていくということが、これから必要になるのかなと思います。

具体的に、データ的にご説明するのが難しいと思うのですが、それと、この死亡事例、検証している事例が、全て虐待によって起こったかどうかは不明なところがありまして、報告書の事例もほとんどはいわゆる疑義事例で、背景に虐待があると思われる事例ばかりです。

ですから、そういう意味で虐待によってこれが生じたかどうか、虐待の死亡事例が増えているのか増えてないのかというのは、少し曖昧ではかりがたいところがあるかと思っています。

○柏女委員長 よろしいでしょうか。

○亀岡委員 ありがとうございます。

一言だけ言わせていただければと思います。

今回、0歳か1歳という、ご本人が全く抵抗できない、また、自分の口から発言できない状況の中で、この悲しい状況になったということなので、本当にこの児童福祉審議会は大変重要な委員会だと思いますので、よろしく願いいたします。

○柏女委員長 ありがとうございます。

まだまだご質問はございますでしょうが、時間も押しておりますので、報告についてはこれで終わらせていただきます。

いずれの4部会もかなり厳しい状況の中でのご審議に対して心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、これで2つの議事と報告事項を全て終えることができましたが、最後に事務局から、今後のことについてお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長 まず本日は事務局運営に至らぬところがございまして、ご迷惑をおかけし申しわけありませんでした。また、雪の影響による急な変更にご対応いただきまして、どうもありがとうございました。

本日の議事に関する事項でございますが、まずご承認いただきました専門部会については、先ほど委員長からもお話しいただきましたとおり、委員長、副委員長と相談の上、部会委員や具体的な進め方について詰めてまいりたいと思います。

部会の委員に付きましては、事務局を通じて指名のご連絡をさせていただきます。日程調整の上、専門部会を開催させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、次回の本委員会の開催につきましては、こちらも委員長、副委員長とご相談の上、また改めて皆様に日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、近日中にメールで、追加のご意見につきまして、ご案内をさせていただきたいと思っておりますので、そのメールに返信する形でご意見をいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の児童福祉審議会第2回本委員会はこれで終了とさせていただきます。遅い時間までありがとうございました。皆様のご協力に心より感謝いたします。ありがとうございました。これにて終了いたしました。

閉 会

午後8時05分